

平成31年度第1回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成31年4月10日(水)

招集場所 米子市役所 旧庁舎603会議室

開 会 午後2時35分

出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員
7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長)
13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員
18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員

欠席農業委員 6番 大太勇三委員 8番 木村美紀委員

出席推進委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 山中春夫委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 友森一夫委員 西村茂春委員
松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 池口稔委員 高西早苗委員

事務局 宅和事務局長 日浦担当局長補佐 妹尾主幹 山本主幹 高田主幹

傍聴人 なし

日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時40分

議長（高西会長）

それでは、第1回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは、議席番号17番の森中委員と議席番号18番の矢倉委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、大太委員、木村委員です。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号1の淀江町淀江について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号1の淀江町淀江について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢等により、所有農地の耕作が困難となったため、申請地の近隣で耕作している譲受人に買ってくれないか、と相談したところ、承諾されたため、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は、1546aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

池口推進委員

1番の議案について説明いたします。現地調査日は3月17日、調査委員は高西会長、池口推進委員です。申請地は淀江町淀江の、淀江駅の西側、の向かい側の田3筆の計1822平方メートルの農地です。受人は、淀江地区の大規模担い手の一人で、近隣で田を15町、畑も7反ほどを耕作されている方です。渡人は、高齢により耕作が困難となってきまして、この度、近隣で耕作している受け人に相談したところ、了承されたため、売買を行うこととなりました。売買後も引き続き、田として利用されるとのことです。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号2の淀江町小波について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号2の淀江町小波について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人の規模拡大の意向により、譲渡人が所有している農地について、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は、122aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

高西推進委員

2番の議案について説明いたします。現地調査日は4月4日、調査委員は高西会長、高西推進委員です。申請地は淀江町小波の、〇〇沿いの〇〇の裏手、〇〇沿いにある農地で、畑2筆の合計1644平方メートルの農地です。本件は、譲受人が、〇〇です。渡し人の方は、この農地を以前から手放したいという要望がありました。というのも実は、この農地が住宅に囲まれておりまして、畑灌で水が飛ぶというクレームが来るし、農機を作動すればうるさいとのクレームがあって、とても耕作しづらいということがその理由です。話合いの結果、受け人が買うこととなりました。受け人は、田を1ha、畑を400㎡ほど耕作されておりまして、下限面積にも問題も有りませんし、許可については問題ないと考えます。審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号3の尾高、泉について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号3の尾高および泉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢等により、所有農地の耕作が困難となり、以前から申請地の管理等を頼んでいた譲受人に、買って欲しくないか、と頼んだところ、了承されたため、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は、267aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

尾坂推進委員

3番の議案について説明いたします。現地調査日は3月30日、調査委員は尾坂推進委員です。申請地は〇〇と〇〇の近くにありますが尾高の田2筆と、〇〇近くの畑1筆の計6195平方メートルの農地です。本件は、渡人が、高齢で耕作困難になりまして、実際、今も管理等をお願いしていました受け人に相談、買ってもらうよう頼んだところ、了承され、売買を行うことになったものです。受け人は、田を1町5反、畑を5反ほど耕作されておりまして、取得する農地について、田の2筆の5反は引き続き耕作、畑1筆は、受け人の家の目の前でもありますので、自家用野菜のネギや、白菜などを1反ほど耕作する予定です。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号4の尾高について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号4の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が相続した農地について、耕作の見込みがないため、近隣で耕作している譲受人に頼んだところ、了承されたため、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は、114aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

尾坂推進委員

4番の議案について説明いたします。現地調査日は3月30日、調査委員は尾坂推進委員です。申請地は〇〇の近くで、梅園も近くにある辺り、岡成の田2筆の計898平方メートルの農地です。本件は、渡人が相続した農地について、今後、耕作の見込みがないため、近隣で耕作している受け人に買ってほしいと頼んだところ、了承され、売買を行うことになったものです。受け人は、田を8反3畝、畑を2反ほど耕作されておりまして、取得する田の2筆は引き続き耕作する予定です。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号5の大篠津について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号5の大篠津町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、〇〇に在住の譲渡人が、相続した農地について、耕作の見込みないため、おじにあたる譲受人に頼み、了承されたため、贈与を行おうとするものです。取得後の経営面積は、41aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

本池推進委員

5番の議案について説明いたします。現地調査日は3月27日、調査委員は角委員、本池推進委員です。申請地は〇〇から100m辺りの、畑1筆の計290平方メートルの農地です。本件は、渡人が相続した農地について、〇〇在住であり、今後、耕作の見込みないため、〇〇にいる農家の親せきに相談し、了承され、贈与で農地を譲り渡すことになったものです。受け人は、田を2反7畝、畑を1反2畝ほど耕作されている方で耕作証明書を確認しております。また、〇〇から申請地までは、車で10分ほどですので、耕作は可能と思われます。取得する畑の1筆は小さい面積で、自家用野菜のニンジンなどを耕作する予定です。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号6の彦名町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号6の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有している農地について、長男さんに世帯内での贈与を行おうとするものです。取得後の経営面積は、世帯内贈与につき、30aと増減ありません。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

公本農業委員

相談があった時に、まあ、おやじが元気なうちに名義変えた方がいいよという風に話した、そういう経緯がありまして、現在父親の方は、施設の方に入所されておられまして、亡くなってから相続するよりは、生前に贈与した方がいいじゃないかというようなことで今回の議案になったのです。4月1日に農地を確認に行っておりますけれど、〇〇を挟んで畑が分散しておりまして、これから白ネギを少しずつ広げていこうということで、母親の兄弟が本人も含めて近所に3人おりまして、一緒に現在もやっておられるものですから、跡取り息子は引き続きやろうということで一生懸命応援している最中です。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号7の陰田町及び下新印について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号7の陰田町及び下新印について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有している農地について、世帯内での贈与、長男さんに贈与を行おうとするものです。取得後の経営面積は、世帯内贈与につき、65aと増減ありません。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

小西農業委員

7番の議案について説明いたします。今ありましたように、91歳の父親から62歳の息子さんに早めに整理しておこうということで相続をされるものです。実質は息子さんの方が20数年前から耕作はずっとしておられて、実態は息子さんがやっておられます。たまたまこれは陰田と下新印とにわかれております。下新印の方は春日地区の森中委員さんから説明をしていただきますが、陰田の方は、場所は、〇〇より山側の方です。182平方メートルで下新印の方が2705平方メートル、合わせて2887平方メートルです。陰田の方は182平方メートルと少ないんですが、実質が田となっておりますが、玉ねぎとかそういう野菜類を作っておられまして、畑で、きれいにされています。今後ともずっとやられるということですので問題ないと思います。4月5日に佐々木推進委員さんと現地調査しました。森中委員さんをお願いします。

森中農業委員

春日の農地について説明します。森中委員と田邊推進委員で現地調査しまして、場所的には〇〇の近くでありまして、現在もきちんと耕作して、米を作っておられまして、今のところはトラクターできちんと耕しておられまして、何ら問題無いというふうに思っております。

ご審議よろしく申し上げます。下新印については、以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号8の富益町について審議します。

関係者の〇〇推進委員さんの退席を求めます。

（〇〇推進委員さん退席）

事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号8の富益町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、〇〇に在住の譲渡人が、相続した農地について、耕作の見込みないため、親類に相談し、譲り受けてくれる方が見つかったため、贈与を行おうとするものです。取得後の経営面積は、136aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

田中農業委員

8番の議案について説明いたします。現地調査日は4月3日、調査委員は足立委員、田中推進委員です。申請地は富益町の〇〇沿いの畑、1筆の160平方メートルの農地です。本件は、渡し人が相続した農地について、〇〇在住であり、今後、耕作の見込みないため、親せき

などを通じて、譲り受けてくれる方探しておりました。〇〇推進委員さんは、お孫さんも就農され、規模拡大の意向もあるため、譲り受けても良いと承諾されて贈与を受けることになったと伺っています。受け人である〇〇推進委員は、畑を1町2反、田を1反4畝ほど耕作されておりまして、取得する畑は、ねぎなどを耕作する予定です。許可については何ら問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号9の河岡について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号9の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、先月に転用の計画変更の関連する部分で、再度所有権移転を行うものです。図面を付けておりますけれど、網掛けの部分は当初、転用の許可が出て所有権が既に移転してしまっていて、〇〇さんに移ったものを再度、隣接で耕作している農家の方へ3条の申請で譲り渡すために売買を行うものでございます。取得後の経営面積は、87aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

高橋農業委員

植田推進委員に説明してもらいます。

植田推進委員

9番の議案について説明いたします。現地調査日は3月28日、調査委員は高橋委員、植田推進委員です。本件は、先月3月7日に開催されました総会でご承認いただきました、市内河岡の建売住宅敷地に関連する所有権移転となります。先月、計画変更により区画計上を整えるために、今回の譲受人の畑を〇〇が建売住宅敷地として取得して現在整備中ですが、今回は、先月の計画変更により面積が減少となった部分41平方メートルを先月とは逆に〇〇から隣接の畑地を耕作している譲受人に売買により譲り渡すものです。これにより土地の形状がまっすぐになり、双方にメリットとなるものでございます。なお、現況は農地のままの状況で譲受人は隣地で柿を作っておられまして、3反ほどと、田を5反7畝ほど耕作されておりまして、今回、取得する畑の1筆は引き続き柿畑の一部として耕作予定です。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

3条ってというのは農家と農家が土地のやり取りをするものだという感じではあるんですけども、〇〇さんというのはそういう感覚にマッチするんですか。

事務局（宅和事務局長）

この河岡の66-1という所は、一旦転用許可が出まして、名義が許可証によって〇〇に変わっておりますが、隣の農家さんに始めから譲る計画があったものでして、そこは転用事業をせずに現況は農地のままです。現況農地のままでしたら、所有者が誰であっても農地として売買することができるのが現状でございまして、ですから、農家さんが農家さんにとというのがほとんどだと思いますが、場合によっては法人名義になっている現況農地が農家さんに譲られるということは有り得るものでございます。

吉澤農業委員

そうすると、農家対農家じゃなくて、いわゆる農地对農地みたいな感じか。

事務局（宅和事務局長）

はい、現況が農地かどうかという所が一番大事な所です、現況が農地でないのに3条でというのは絶対に有り得ないんですが。

吉澤農業委員

この〇〇さんというのは、農地のまま持っていたということか。

事務局（宅和事務局長）

先月総会で審議いただいて、計画変更というのがあったと思います。計画変更でこの部分は事業から除くということで申請がありました。それに対しても県の方から変更について許可が出ておりますので、ですから問題無いと思っております。農地の権利移動ということになりますので。

森中農業委員

譲受人は親子関係か。

事務局（高田主幹）

ご夫婦です。

森中農業委員

これは夫婦といえども、何で2/3と1/3に分割したのか。

事務局（高田主幹）

持ち分をどうするかについては、確認しておりません。

森中農業委員

下限面積の関わりはどうか。

事務局（宅和事務局長）

夫婦の一人一人が下限面積をそれぞれが満たしているのが必要ではなくて、世帯で見ますので、ご夫婦でしたらそれぞれの名義で持っておられる農地全て合わせて下限面積を満たしておれば大丈夫でございます。

吉澤農業委員

これは直接この件とは関係無いんですけども、以前あった話で、道路沿いの田んぼを転用して、その奥の田んぼに入り口が無くなってちょっともめた経過があるんですけども、その時も道路沿いの田んぼを買われた方が事前にその奥の方に譲るからということで、道部分を田んぼとして残しておけば、それは3条での話ができたということか。

事務局（宅和事務局長）

道沿いを転用されて後ろの田んぼに入りができなくなるということで、一部を田んぼとして残していれば売買ができていたのかということだと思んですけども、そこは計画変更をしてですね、転用面積から除外の手続きが必要だと思います。それをしなければ農地ではなくて通路として売買するものではないかと思えます。3条ではなく転用した所を進入路として譲るという。もし始めから通路部分として残したいということであれば、本来は分筆でもして残しておけばいいんですが、後からそういう話になった場合は、計画変更の手続きをして現況を農地以外のものから農地に戻しておけばですね、出来ると考えております。

議長（高西会長）

実際に経験があるけども、分筆しないといけないんですよね。

他にありませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、7ページ議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは8ページ、番号の1の河崎について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

1番の河崎について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。私が現地確認しました。造成計画は、現状のまま利用し、高さ120センチのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透または自然流下で既設の道路側溝、農業用排水路に流れる計画で、雑草対策に年1、2回草刈りをする計画です。管理などは、申請者がします。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

ちょっと事務局に聞いてみるけど、20年後にどんな具合にするって聞いていますか。いつも言うことですが、パネルに重金属が入っていて、きちんとしたところでないと処分できないということで、いつもどんな具合かということ。

事務局（山本主幹）

20年後の事は確認しておりません。

議長（高西会長）

今度から聞いておいてください。いつも言うことですが、集落によっては、自治会に説明してもらって、そうしてどんな具合にするのかと、社会問題になっているように、途中で倒産したり、台風があった時に飛んだりしてそのままに置いてあって、今どこに行っているか分からないと、自治体によっては独自に条例をつくり、そういう事を事前に積立金をさせるとか、いろいろとしています。今後は聞くようにお願いします。

他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、10ページ、番号1の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

1番の大崎について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。4月4日に松本推進委員と現地確認しました。造成計画は、現状のまま利用し、高さ90センチのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透または自然流下で農業用排水路に流れる計画で、雑草対策に除草シートを敷く計画です。パネル、雑草の管理などは、〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

太陽光について、この場合は売買ですので問題無いと思いますが、賃貸の場合は、大体今まで出ているのは12万前後がね、年間1反で思うんですけども、賃貸の場合はそれを転用しますと、宅地並みの固定資産税がかかります。そうしますと、多分地権者の方は、その税金の事まで考えていないのではないかと思います。そうしますと、多分大方、場所によっては、10万から上くらい固定資産税がかかります。うちの家の前なんかは、400㎡でねえ、年に3万くらいかかりますので、固定資産税が。この設備のシステムについては、事業者が払うと思うんですけども、土地については、そういう事がありますので、そういう相談を受けられたら、地権者にそのへんをアドバイスしてあげたら地権者の人も先で困られることがないかなと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

続きまして、番号2の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

2番の両三柳について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、美容室です。4月2日に山中推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土40センチ、高さ40センチの擁壁を設置する計画です。汚水の排水は、合併浄化槽から浸透柵、雨水の排水は、雨水柵から既設の道路側溝に流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号3の古豊千について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

3番の古豊千について説明します。現地は今日最後に見ていただいた場所でありまして、この申請については、建設用重機のリース会社でありまして、お客さんの利用が増加したために事業の拡大を行おうというものでありまして、現在、会社用地内で従業員とお客さん用の駐車場がありますが、その場所に重機を置くために、今日見ていただいた農地に従業員とお客さん用の駐車場をするために計画されたものであります。造成計画は、盛土100センチ、フェンスの高さ120センチ、雨水の排水は、既設の道路側溝に流れる計画です。箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。農地区分は、ほかの農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。4月2日に森中委員、田邊推進委員で現地調査をいたしました。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号4の蚊屋について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

4番の蚊屋について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。この場所的には、以前〇〇の北側の用地を何箇所か区画をして転用した区画でして、これについては仲本推進委員と現地確認しました。申請者は現在アパート暮らしで若い夫婦が住んでおられまして、将来子供が生まれたらということを考えながら土地を探しておりましたら、奥さんの実家に近い場所があったということで、申請に至ったものであります。造成計画は、盛土最高40センチ、汚水の排水は、集落排水に接続し、雨水の排水は、雨水桝から既設の道路側溝に流す計画です。箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。開発許可についても、見込みがあること

を確認しております。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われ
ます。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号5の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

5番の両三柳について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。住宅の建築を計画したものです。4月2日に山中推進委員と現
地確認しました。造成計画は、現状のままで整地をし、汚水の排水は、公共下水道に接続し、雨水の排水は、雨水桝から既設の道路側溝に
流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。開発許可についても、見込みがある
ことを確認しております。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思わ
れます。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号6の淀江町今津について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

池口推進委員

6番の淀江町今津について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、資材置場になります。3月27日に現地確認しました。造成計画は、盛土を90cmから最高110cm行います。その他の被害防除として、周囲に隣接農地はありませんが、南側は水路を挟んで農地ですので、比較的近いので、土羽打ちを行います。雨水の排水は、地下浸透と、東側に道路側溝を設置するため、自然流下になります。汚水の排水については、発生はありません。水路を挟んでいるので隣接ではありませんが、耕作者同意、実行組合の排水同意は確認しています。土地改良区については、該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続いて、12ページ、議案第4号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、15ページ番号4-1から番号4-2までを一括して審議します。

関係者の大縄委員の退席を求めます。

（大縄委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

15 ページ番号4-1及び番号4-2は、再設定です。番号4-1から番号4-2は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

大縄委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

続きまして、番号4-3から24ページ番号4-44を一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

番号4-3及び番号4-4は、再設定です。

16 ページ番号4-5から17 ページ番号4-12は、再設定です。

番号4-13及び番号4-14は、借受人の希望による貸付です。

番号4-15及び番号4-16は、再設定です。

18 ページ番号4-17は、再設定です。

番号4-18は借受人の希望による貸付です。

番号4-19から番号4-21は、再設定です。

19 ページ番号4-22は、借受人の希望による貸付です。

番号4-23から20ページ番号4-27は、再設定です。

番号4-28及び番号4-29は、借受人の希望による貸付です。

21ページ番号4-30から番号4-33は、借受人の希望による貸付です。

番号4-34は、再設定です。

22ページ番号4-35は、借受人の希望による貸付です。

番号4-36から23ページ番号4-39は、再設定です。

番号4-40は、借受人の希望による貸付です。

番号4-41及び番号4-42は、再設定です。

24ページ番号4-43及び番号4-44は再設定です。

以上、番号4-3から番号4-44は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

田中農業委員

契約期間が1年くらいのあるんですけども、理由があるんですか。

大縄農業委員

あんまり長いよりも1年っていうのが良いという人もおられます。

田中農業委員

地権者の希望ですか。

大縄農業委員

そうです。

議長（高西会長）

機構に出す場合は最低5年でしたか。

事務局（宅和事務局長）

機構に出す場合、最低期間は特にありませんが、交付金というものを貰おうと思えば10年間以上とか長期間でないといけないって事はあります。

議長（高西会長）

ていうことは、機構を通して、期間が今、田中委員さんが言われたように1年でも、そういう補助金や交付金を求めねば、出来るわけですな。

事務局（宅和事務局長）

交付金の対象にはなりません、1年でも、双方の合意があれば大丈夫です。

角農業委員

皆さんね、交付金の事を全く知らない、私も聞くのですね、長くして機構を通すとそういう交付金が出るよと説明するとね、えーって言う人が多いんですよ。例えば市の方に出しとけばいいと思って出す人もあるしね、交付金の事を知っている人は案外少ないんですよ。農業新聞なんかにもなかなか載りませんし、知った人は一部の人しか知らない。

議長（高西会長）

そうしますと、機構の理事長とも相談して、皆さんが理解されるように情報を提供したいと思いますので。そのように皆さんご理解いただきますように。

森中農業委員

事務的な問題だけでも、機構が受ければ、機構が自主的に設定をしたものに対して、お金を出すというものではないのか。

事務局（宅和事務局長）

機構に必ず出したものに対して交付金が出る訳ではなくて、担い手の隣ですとか位置的なものですとか他にも条件がありまして、そういう所に該当する所に出された場合は、農林課の方が全部整理をしてですね、交付金が出ますという案内をするようなかたちになっております。案内を出した場合は、本人さんに申請をしてもらわないと出ないということになります。

森中農業委員

それが受ける条件は担い手が条件か。

事務局（宅和事務局長）

ちょっと今、正確な資料がありませんので詳しく説明できませんが、次回に分かりやすい資料があると思いますので、それをお配りしたいと思います。

角農業委員

そうしてもらおうと説明が出来易い。私は貰っているとか、貰っていないとか、いろんな人があるんです。こうした方が有利ですよということを説明してあげれば。

議長（高西会長）

今までも機構が借りて実際貰っているけど、理解しておられないので、まあ、もう一度そんな具合にきちんと。

事務局（宅和事務局長）

次の総会の時に分かりやすいものを配らせていただきます。

議長（高西会長）

私も言っておきますが、農林局長に、申請があった時は、あそこが取りまとめるので、さっきいろいろ出た話をきちんとお願いしておいてください。

他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、27ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号4-1から31ページ4-22までを一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

27ページ番号4-1から31ページ番号4-22まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので11件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で10件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で1件、Dは期間満了による更新で0件です。

番号4-1から番号4-22まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、33ページ、所有権移転各筆明細について、番号4-1を審議します。

関係者の泉委員の退席を求めます。

（泉委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

33ページ番号4-1は、畑で、借り受けて耕作していた人が、今回買い受けるものです。

番号4-1は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

泉委員の着席を求めます。

（泉委員着席）

続きまして、番号4-2を審議します。

関係者の友森推進委員の退席を求めます。

（友森委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

番号４－２は、畑で、規模拡大のため買い受けるものです。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、番号４－３を審議します。

事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

番号４－３は、畑で、規模拡大のため祖父宅で親元就農予定の孫が買い受けるものです。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

友森委員の着席を求めます。

（友森委員着席）

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、35ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、36ページ番号1から39ページ番号22までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

36ページ番号1から39ページ番号22まで、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号22の選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当局長補佐）

報告いたします。42ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域に係る農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、43ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、44ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について3件を受理しています。

次に、45ページから46ページの非農地転用現況証明について、6件を証明しています。

次に、47ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して、1件を回答しています。

次に48ページの農地転用現況確認書交付について、4件を交付しています。
報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告について。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（日浦係長）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

これを持ちまして、第1回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時55分